

阿見町生活道路整備に関する基準

1. 目的

この基準は、町道のうち、生活道路の整備に関する事項を定め、住民生活の向上と安定に寄与することを目的とする。

2. 定義

この基準において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

- (1) 道路とは、道路法第 8 条第 1 項に規定する道路をいう。
- (2) 舗装とは、アスファルト舗装またはコンクリート舗装をいう。
- (3) 地域住民団体とは、行政区その他これに準ずる町長が認めた団体をいう。

3. 範囲

道路の整備路線は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 地域住民団体から要望のあった路線とする。
- (2) あらかじめ、地権者の協力体制が整っており、別に定める同意書（別記様式第 2 号）の提出のあるもの。
- (3) 道路整備の幅員は、特別なものを除き、原則として有効幅 4 メートル以上確保できるもの。

4. 整備の要望

町道の整備を要望する団体は、町道整備要望書（別記様式第 1 号）に同意書を添付して、町長に提出するものとする。

5. 整備順位

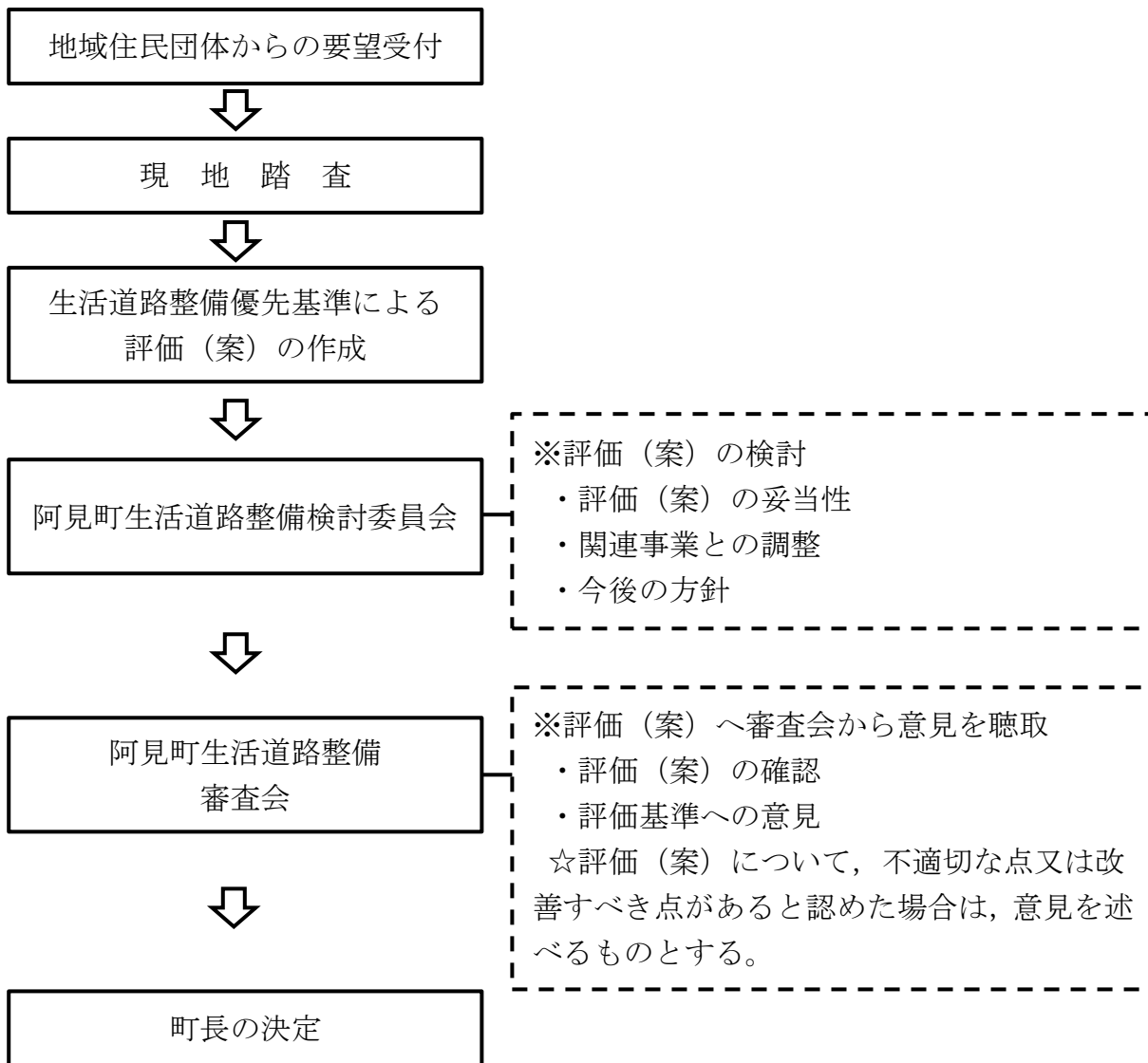
道路整備順位の決定にあたっては、事業の必要性、緊急性、整備効果から総合的に判断するものとする。

6. 通学路の特例

通学児童の利便と安全を図ることを目的とし、次の各項の全てに該当するものは、通学道路として臨時的に舗装することができるものとする。

- (1) 通学道路を利用する児童が多数のもの。
- (2) 地域住民団体から要望のあったもの。
- (3) 隣接する地権者の同意が得られているもの。
- (4) 有効幅員 4 メートル以上を確保した整備が困難なもの。
- (5) 町の道路整備計画がないもの。
- (6) 道路整備審査会において認められたもの。

7. 整備優先順位の判定フロー



8. 生活道路整備優先基準

別表による。

9. 整備順位の特例について

前回審査会以降に要望のあった新規路線の評価を実施した結果、同一行政区内での整備順位が上位となる場合、その路線が存する行政区（区長）と協議の上、新規要望路線の整備順位を調整することができるものとする。

10. 整備が困難な路線の取り扱い

整備順位到達後に整備を推進することが困難となった場合、その路線が存する行政区（区長）と協議の上、要望書を行政区（区長）へ返戻するものとする。

11. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。